

第2回村上市保育園等施設整備計画審議会 会議録

会議名	第2回村上市保育園等施設整備計画審議会
日時	令和2年8月21日（金）午後2時00分～午後4時30分
会場	村上市役所本庁4階大会議室
出席者	委員：11人（仲委員、鈴木委員、斎藤委員、黒子委員、長委員、川村委員、黒坂委員、渡辺委員、小川委員、本間委員、増田委員）
	欠席委員：佐藤委員、高橋委員、齋藤委員、笠井委員
	事務局：中村こども課長、荒川支所地域振興課 阿部課長補佐、神林支所地域振興課 加藤課長補佐、朝日支所地域振興課 中嶋課長補佐、山北支所地域振興課 大滝課長補佐、第二保育園 永田園長、館腰保育園 大滝園長、向ヶ丘保育園 齋藤園長、金屋保育園 小林園長、山北そらいろ保育園 板垣園長、こども課 平山子育て支援室長、小林副参事、石山係長、高橋課長補佐、渡邊主任

会議録

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告 ※委員15名中11名の出席により審議会成立を報告。

(1) 「むらかみ病児保育センターについて」事務局から説明  
(質問等なし)

4 議 事

会 長 日程4 議事に移ります。(1) 第2次村上市保育園等整備計画の改定についてを説明をお願いいたします。

(1) 「第2次村上市保育園等整備計画の改定について」、事務局から説明

会長：前回の会議のとおり、委員の中から自分たちの役割が良く分かりにくいというのがありました。またこの審議会の役割が市の方針に対してお墨付きを与えるだけのものなのかという大変厳しいご意見もございました。そこで今回は追加の資料を作っていただきました。もちろん県内の他の市町村には私立の保育園があり、民営と公営と並んでやってきたというところが多いわけですが、本市の場合はこれまでずっと公設公営の園でやってきていて、民間になると市民に戸惑いがあると思います。その中でこの委員会、個別の具体的な整備内容ではなく総体的なことなののですが、市民として納得の行く内容になってほしいという気持ちがあります。前置きが長くなりましたが、ただいま事務局からご説明いただきました、前回からのものに加えてご説明いただいたわけですが、ご質問等ございましたら委員の皆様よろしくお願ひいたします。

委員：今回で2度目になりまして事務局の皆様から分かりやすい資料をいただきありがとうございます。大部分の疑問は私なりには解けたわけですが、ここの中に書いてあります、資料1の1の1番にあります審議会の役割について、今会長も仰いましたように、総体的な在り方ということで書いてありますので、継続してご質問させていただきますが、前回もご質問させていただきました災害について、位置や規模等についてはまた別のところでということでそこは言及しませんが、千年に一度の割合で浸水が、こちらの地域が5mから10mと書いてありますが、ここ数年で中州公園が水没する事態が2度もあったわけですね。近年は、前の繰り返しになりますけれども、特に水害に関しては年々酷くなっているような気がします。千年に一度でないような気がするのですが、その中で防災に関しては市も含めていろいろ計画をされていると思うのが、もうひとつの減災という考え方もあるわけですね。もし被災してしまった場合には、災害のできるだけ影響を減らすという仕組みづくりなどの工夫というのが大切になってくると思うのですが、それも含めて市の方向、保育事業の在り方については必須で避けて通れないと私は思っているわけです。前回の時には、お子さんが災害に遭ったときには登園させないような形で、そういった対応をするということでお聞きして分かったんですが、減災という面に関して案は何かと考えると、万が一水没若しくは浸水があった場合にはできるだけ早く市の設備を使えて保育事業のサービスが保護者に対して提供される体制に持っていくことが必要かと考えるわけなのですが、その減災につきましてどういった取り組みを行うかですね、公設公営から公設民営、民設民営について少しずつ市のほうから手を離れていって民間のほうに権限が移っていくわけなのですが、それぞれにどういった形で市が介入して、それぞれ指導若しくは管理、把握していくのかということをご教示いただければと思うのですがよろしくお願ひいたします。

こども課：ご懸念は十分に理解できます。前回の会議で人を助けるといった取り組みについては避難する

ことが大前提であるというふうな話を申し上げました。今度は減災という意味合いでどういうことかという話なんです、実際のところここが千年に一度とはいえ5 mから10 mの水没の可能性のあるところですよとハザードマップには示されているエリアでございます。そうは言いましても、では何もできないのかということそれはまた理不尽な話でございますので、なるべく早く復旧するためにはどうすればいいか、そういったお話について事業者とですね、事前にそういうお話をさせていただくというようなことは必要かと思えますし、まだ具体的に設計を組んだりしているわけではないので、何が確定いたしましたという話では当然ないのですが、事前の話の中でどういうことができるのか、例えばオール平屋が良いのか2階建てが良いのか、あるいは水没しないように設備関係を上にできるものなのか、ただ経費が必要以上にかかる場合もございます。全て要望を織り込めるかどうかはまた別の話なのですが、そういうふうな話でも事前の協議の中では当然していかなければならないというふうに考えております。

委員：今のお話でよく分かりました。是非この審議会の目的もそうですし、市の保育行政についても、そういった目的のひとつ、いかに子どもさん若しくは保護者に対して充実した保育サービスを提供できるか、しかも継続して提供できるかどうかというところが大きな目的となっていくしますので、災害が起きた場合にでも少しでも早く復旧して、子どもさん若しくは保護者の皆さんにより良い保育サービスを少しでも早く提供再開できるような仕組みを、是非とも盛り込んでいただきながら進めていただければと思います。

会長：他の委員の皆様もいかがでございましょうか。何かお気づきの点、ご質問等ございましたらお願いいたします。また前回保護者の立場で、審議会での立場が分かりづらい、そういうふうなご意見もございました。今日追加のご説明もいただきましたので、今また思ったこと感じたこと等ございましたらご意見いただきたいのですが。

委員：前回の会議の際だと、単純に私が気になったのは3園の統合で、どういうふうに登園先というかわ変わるのかという、そういう単純なところが気になったところでしたので、家でも読んできたんですけども、そこには山居町保育園と第一保育園がまず統合して、第二保育園と新設の保育園でとりあえずは進むんだよということがしっかり書いてあって分かりやすかったので、今特に気になることはございません。

委員：前回分からなかったこととか自分たちの役割が何なのかということや、いろんな説明があったので、話を聞いていても今後は分かりやすいのかなと思いました。

委員：審議会の内容に関しましては特に問題はないのかなと思うのですが、ひとつだけ前から気になっていたことがありまして、本質とずれるかもしれないですけどもよろしいですか。今こども課さんのほうでこちらの事業を進められていますけれども、市のランドデザインとしてこれからの少子高齢化対策として住みよい町にしよう、定住する町にしようといって人を増やそうとしていますよね。ただこちらの計画に関しては今あるデータでだんだん下がっていくの

に対して減らしていこうという、ちょっと矛盾したところがあるので、今あるデータで作っていかねばならないので仕様がなしなのでしょうけども、そのあたりのすり合わせはどうなっているのかなというところで気になっていましたが、この計画自体に不満はないので、そのあたりが気になっておりました。

会長：委員からいただいたご質問、やはりどんどん人口が減っていくという状態を解決していくというこども課として是非ビジョンを持っていただきたいと思うんですが、何かこども課から今の意見についてお答えできることはございませんでしょうか。

こども課：人口を増やす目標もあるんですが、現実的な話として増やすこともなかなか難しいのかなというふうに考えております。そういった中で子育てを支援していこうというのが私どもの課の大きな仕事のひとつなんですけれども、業務の中身としてはいろいろやっているわけなんですけれども、支援のみしていけばいいというわけではないんですが、それでも手厚い支援をしていくに越したことはないということでもあります。あと保育園につきましても、必ずしも人が減っていくから統合というそういった一面もあるのですが、現在の施設自体が定員まで行っていないような施設もあつたりします。それから地域を超えての統廃合みたいなこともこの先は考えていかねばならないのかというふうなこともあります。そういったこともあって子ども数は推計をしていかねばならない、それについては単純に増やそうという数字を使おうというわけにもいかない、現実的なところを見ながらそれでも計画を考えていって支援するところは支援する。統廃合が必要であればしていくというようなことで今後進めていかねばならないというふうに私どもは考えております。当然必要な支援はまた充実させていかねばならないというふうに、合わせてそこは必要になってくることと思います。お答えになったかは不明ですが、いろんな要素があろうかと思ひますし、理想は理想としてありますけれども、現実も見ながらやはり対応していかなければならないのかなといったところでございます。

委員：今ほど何名かの委員の方からお話がありましたように、前回の会議を受けて大変分かりやすい資料を用意して下さったことにまずもって感謝申し上げます。我々の役目が市の保育園の在り方について総体的にということ、これはこれで大きいなと思ひ、じゃあ私がここにいる存在意義は何かって言ったら、学校教育と統合する園だけでなくこの市内にある他の幼稚園や保育園がどう学校教育、これから始まる9年間に接続していけるのかという、そこを統一という型にはめてしまうようなイメージにはなるんですが、そこをこども課としてどうつなげていくのか市としても結構なんですけれども、そこらへんを総合的に考えるとこういう方向に進めたいとか、あるべきだ、あるというのが出てくるといいのかなと立場上思ひて聞いていました。その中で、保育所保育指針というのがあるということで、中身までは存じ上げてないんですが、調べてみたいと思ひましたし、保育園に行つて学ぶ内容、体験、経験することがどう学校教育に繋がっていくかということ、園にいつている或いは行く前の子どもたちが、今うち

の学校の内部にあります。個のニーズに応じた支援を受けられることばとこころの相談室が、これもこども課の管轄だと思うのですけれども、そことどう連携しながら幼児期を支えていくかというあたりを複合的に考えていかなくちやいけないことかなと思って、だからなんだということは申し上げられないのですが、そういうことについてやっぱり考えていかなくちやならない任務があるのかなと改めて思いました。

こども課：ここは保育園の施設整備計画というふうな名前ではありますが、こども課としては保育園にいてる子だけではなく行っていない子、その中でも問題の何もない子、それから多少ある子、結構ある子、いろんな実態がある中で、それぞれの個に応じた取り組みというふうなことをしていく必要がございます。そのなかで保育園であれば保育園のときからの小学校との連携、それから保育園に行っていない子でも、先ほどありましたけれどもことばとこころの相談室というふうなところもございます。そういったところを通じての学校との連携などが現在でも当然やっておりますけれども、そういったケースがいろいろ多種多様になってきておりますので、今後も必要に応じた支援が学校との連携も含めて必要になりますので、その辺はこの整備計画もそうなんです、それとまた違うところでも重要な部分と考えております。

委員：本当に今回分かりやすい資料をいろいろと出していただいて感謝しております。ひとつお聞きしたいのですが、資料1の1の2番のところ。3園統廃合の考え方の最後のところなんですけれども、今回その運営を民設民営まで拡大したく改定を考えております。私荒川に住んでいましてあらかわ保育園は公設民営で今かなり好評を得ているんじゃないかなと思ってますが、そのほかはまだ公設民営まで進んでいないところがある中でですね、それを一気に民設民営まで考えていると。段階としては公設民営、民設民営になるのかもしれないのですが、かなり民営のメリットですね、そのあたりを把握されたのかなという考えもあるんですが、その理由についてですね、民設民営までを考えている理由についてですね、説明していただくとうれしいんですがお願いいたします。

こども課：今回、民設民営を計画の改定の部分に盛り込みたいというお話をさせていただいておりますが、まず一番の胆の部分については、こういう計画が今回出てきたということなんです。またこれに対して市が誘致したとかそういうことではございません。民間の事業者さんがこのエリアでこういうことをこういう保育園の運営をしたいんだがという計画を持っていらしたと。この第2次計画を作った段階ではそこまでの話はまったくございませんでした。そのなかで市の取り組みとしてできるもの、そこが公設民営の部分でしたので、そこまでは謳ってございましたけれども、まったく計画のなかった民設民営部分は謳ってなかったわけです。今回その部分が出てきたと。市の施設整備計画と照らし合わせても、あのエリア、統廃合というものを計画していたエリアでございます。そこに公立として建てるのか民設として建てるのかという違いはありますけれども、民間で建てる施設だって公立として建てる施設であってもなんら遜色の

ない、心配のない施設に違いないと考えておりますので、この度この現実にもそういう話がでてきたことに添うような形の計画改定をさせていただきたいというふうな話をさせていただいておる話として、計画について今回話が出てこなければこういった変更も私どもとしては特に考えておりませんでしたけれども、現実的な話としてはそういう民間からの計画がございましたので、市もそれに同調させていただいて今後やっていきたい、そうした理由の中には当然ですが先ほどのメリットの中にあつた経費の面で非常に市の財政負担が減るということがあります。それからサービス面については、先ほどから申し上げておりますけれども、そんなに私どもは低下するようなことは考えておりませんし、逆に言えば細かい点で向上するのではないかというふうに考えております。運営面については民設であっても公設であってもあまり変わらないのかなど、公設民営と民設民営では民間さんで運営しているということですので、今回荒川の保育園が指定管理者で公設民営ということとさせていただきます。それから来年度からは神林地区の向ヶ丘保育園とみのり保育園、この2園が指定管理者制度で、公設ではありますが民営になる予定になっております。まだ確定ではありませんがさせていただくというふうになろうと思っておりますので、公設民営の形も進めては行きますが、こちらについてはまた諸条件がございます。施設があんまり古ければ民営するのにも支障が出てきますので、その辺のところも考えながらできるものはしていきますが無理なものは無理なので公設公営直営という形で残していかなければならないものも当然出てきます。ちょっと話はずれましたけれども、民設民営の保育園は市としても是非進めていきたい、それだけのメリットがあると考えておりますのでよろしくお願ひしたいというところであります。

委員：市のほうもかなり研究をしておられて、その辺のリスクについても考えておられるなどというのは分かってはいるのですけれども、これが公に説明する機会をもっと増やしていただきたい。これを分かっているか分かっていないか我々の押し方、これにかかわってきますのでもっともっと増やしていただくとありがたいなと思います。この後の村上市の統廃合の計画の根底には民設民営も考えながら進んで行っていただければと思います。

こども課：今後のお話といたしましては、民設民営も含めた形で議論させていただくのかなと思います。それについては第3次の中で皆様と一緒に考えていければと考えておりますし、それから具体的なこの出ている計画につきましては、保護者様とか地域の方とかに今後説明会を設けるようなスケジュールを考えているのですが、その前段として、この会でお話を取り決めさせていただくというふうなことで考えているので、まずはこちらでお話をご了解いただくということを前回今回かけてお話させていただいている、ですからこちらの方の話し合いを先にしなければならぬというふうに考えているわけでございます。そういったことで今後も地域の皆様とか保護者の方への説明は当然予定しております。

委員：資料1-2のQ24番、法人の契約云々の話で、私も勉強不足なのですが、社会福祉法人とい

う形で民設民営になったとした場合に、市への税金はかからないですか。要するにその企業が来たことによる市の収入というのはいないんですか。

こども課：市への固定資産税ということでしょうか。

委員：そうですね、例えば企業がどこかからくると固定資産税なり、地方税なり、市の収入といたしますか、税金を納めるじゃないですが。

こども課：社会福祉施設自体、固定資産税がかからないかと認識しておりました。どの法人であっても税はかからないかなと思います。

委員：そうすると市にとって収入がないということですね。

こども課：収入面ではそうかもしれませんけれども、支出面でかなり抑えられるのかなと。単純なことを言いますと、市が直営でやっているとそのまま市が持ち出す、一部収入があるとすれば保育園の利用料ですよね。これがある。残りは市が出しているというのが実際今の形態ですが、民間が運営すると、建設費用や運営費用に国や県とかから補助が出るわけですね。そうすると実質市もお金は出しますが、建設費用であれば1/4ですむ、運営の費用についても少なくすむということで、収入の面では税収という意味であがらないのかもしれませんが支払う側のほうではかなりのメリットがあるのかなと。収入を増やすか、支出を減らすかということですが、相対的には同じになりますのでどちらかにメリットがあるからそれはそれでいいことなのかなというふうに考えております。

委員：それに関連してなんですが、税金というのは法人税とか、固定資産税は減免の扱いになるだろうと思いますけれども、法人税はかかるんじゃないんですか。

こども課：法人税のところまではこちらで把握しておりませんでしたので確認しておきますが、かかるものはかかるかからないものはかからないということで、かかればかかっただけ税収が増えるということ良いということになりますけれども、かからないものまで税金でいただくわけにはいきませんので、そこは現実的な話で対応させていただきます。

委員：もう一点いいですか。初回のときにも質問したんですけども、今回第2次計画の冒頭に変更ということで民設民営という言葉織り込んでいきたいというふうなお話でしたけれども、非常に気になっているのはその説明の中で特定の法人が出てきておりますよね。ありきで出てきているんですか。所謂その法人が第一保育園と山居町保育園を冒頭申した形の施設を建てたいとか、そういうふうな具体的な話も出ていますでしょうかね。

こども課：法人の名前が具体的なものが出てきているということはそうなんですけれども、その法人さんがこの計画を持ってこられたので、それ以外の法人が出てくるなんてことは当然ないわけですよね。その話はその法人さんが持ってきて、それでその話の中で最初からどこどこをというようなことではないわけで、どのくらいの規模のものを村上市では、例えばその法人が建てるとすれば村上市としてはどのような規模のものが必要かとかですね、そういった話をこれ

までその法人さんとはさせてもらっております。その中で、市の要望、市が考えている形、例えば第二は残して第一と山居町を閉じようかというものにつきましても場所的なものもありますが、建築年数の古いものからというようなこともあるわけです。事前のお話し合いということも当然させてはいただいておりますが、確定的な話としてやっているというようなことでは当然ないわけです。ただ、法人としては是非取り組んでいきたいというふうなこともありますし、市としてもあのエリアをもともと統合ということを計画していたエリアでございます。その中で、市が建てるか民間が建てるかといった違いはありますけれども、民間が建てるというふうな計画を持ってきていただいた中で、それを進めていければ市としても非常に良いのではないかというふうに考えているわけです。

委員：その辺がちょっとよく分からないんですけども、我々今冒頭にですね、第2次計画の第5章ですね、民設民営の文言を入れて変更したいというのは最初我々に出されたお題ですよ。これ例えばこの審議会で承認されましたということで先に進んでいく形は、今の民設民営の法人を対象としたやり方に当然変えていっても良いわけなんですけども、市の考えとしてはそういった提案を受けたから出したんだろうと思うんですけども、私あの冒頭に名前が出てきたってことに非常に違和感があったんですよ。単なる民設民営という言葉がないから変更したいということであればすんなりいったんじゃないかなと感じていたのですが、いきなりある特定の法人名が出て提案されたからやりたいんだと言われると非常に違和感があったので質問させてもらいました。もし将来私どもが認めればその方向で進むわけですよ。

こども課：まずは法人名が出たところには違和感があるというお話ですが、こちらについてはいろんな考え方があろうかと思いますが、私どもは故意に法人名を出したのではなくて、ある話、ある計画、具体的にどの法人だっというのを分かっているのに伏せてこの会に出るなんて事のほうに逆に不自然なのではないかというふうに考えたわけです。話としてはもうそういうものがあるわけですから、そこをわざわざ隠して、出さないで話を進めるほうが逆に失礼なのではないかと考えているわけです。それから当然ですけどもこの話がきたからそういう変更も考えなければならぬというふうなことであって、話が来なければ変更をする必要もないのであります。もうひとつは、市としてこの計画、このエリアを是非とも進めていきたいというふうに考えていて、市も公設のときからですね統合を考えていたわけですけども、そのエリアでありますから市の計画にも沿っている部分も当然あるわけです。ですからこの計画、是非とも進めていきたいということで今回いろいろとご説明させていただきながら民設民営というところにもシフトしていきたいと。今回はそういう話がありました。今後第3次計画に向けてですけども当然そういった議論も、他のエリアのところでもですね必要となってくるのかなと考えておりますし、1園だけで終わるのか終わらないのかも分からないのですよね実際のところ。ですから、そこら辺を今回はそういうふうなことで具体的な計画、話がありましたのでこういう変

更も必要となってくるかと思いますが、将来的にはそこをどうするかというのを当然考えての計画作りというのが必要になるのではと今は考えております。

会長：今あったご意見、先ほど別の委員からのご意見もあったわけですがけれども、大変微妙で今後の市に対して説明が繰り返し出てくるというふうに感じます。民間事業者が村上で園を開きたいというのは市民としても還元のある、これが市の計画の中に入っていて名前も入っていて、これはもう出来レースなんじゃないかという誤解を与えかねないということですね。民間がそういうのがあったからということで、そういう経緯を伺うと私等も納得しやすいのですが、ちょっとそこが計画ありきでその業者がっていうのか、それとも民間の業者がそれは助かる、この微妙なところの説明がちょっと分かりづらいところがございました。

こども課：分かりづらいところがあって申し訳なかったのですが、市が誘致したのではなくて、向こうのほうからこういったことをしたいんだという話があったのでございますので、計画ありきで、出来レースでということではございませんので、そこはご理解いただきたい。

会長：丁度今1時間ほどたちまして、そろそろ換気と休憩には良い頃かと思えます。いかがでございましょうか。すこし換気をいたしましょうか。皆さん休憩にしたいと思います。

[15：38 休憩]

[15：45 再開]

会長：皆様、休憩時間は終了して審議会続きに入りたいと思えます。先ほどのご質問について事務局のご説明でよろしいでしょうか。実はこの後まだまだ議事ございますので、また今後は是非この後の議事後でお気づきのことも出てくると思えます。一旦ここで最初の1番目の第2次村上市保育園等施設整備計画の改定について、皆様ひとまずこれで次に進んでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

こども課：この後のスケジュールもございますので、変更につきましてご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

会長：ここで承認を確認したほうがよろしいですね。皆様、市のほうから追加の説明もいただきましたが、今ご説明いただいて質疑をしました第2次村上市保育園等施設整備計画の改定ですが、承認でよろしいでございましょうか。（異議なし）ありがとうございます。先ほど私も委員の説明を聞いて、確認はできましたが、少し誤解を与えるところがあったかかもしれません。市民へのこれからの説明の中では是非民間業者がきて、それは市の方で決めていたわけではなくて、業者のほうから申し出があって、それが丁度よく計画と合致して良い申し出であったという形で経緯を聞けば納得できるものがございましたが、その点今後も出てくるかもしれません。是非説明を丁寧をお願いいたします。

こども課：分かりました。それでは実際、本日のお話を受けましてですね、どのように直すかについては、私のほうで今度会長さんのほうでご協議させていただきたいと思います。ただ前回申し上げましたけれども、本当に1行付け加えるぐらいの内容変更しか考えておりません。その文言を入れるだけというふうにこちらでは考えておりますので、具体的には会長さんのほうにご相談させていただくということによろしいでしょうか。

会長：皆様よろしいでしょうか。（異議なし）では皆様の今日のご意見をしっかりと踏まえまして事務局と調整をいたしたいと思います。承りました。

会長：それでは議事の2番目、第2次村上市保育園等施設整備計画の総括についてを議題としたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

## (2)「第2次村上市保育園等施設整備計画の総括について」、事務局から説明

会長：ただいまのご説明について、皆さんからご意見ご質問等ございませんでしょうか。

委員：この資料2の中にあります令和3年4月から導入の指定管理者制度の導入ということでのみ保育園と向ヶ丘保育園なんですが、具体的に名乗りを上げている法人はあるのでしょうか。

こども課：今選定に向けて事務を進めているところでございます。現段階では選定中につき具体的なことを申し上げることはできません。手続きを踏む段階において議会に議案としてこの施設はどこの事業者さんに指定管理者としてお任せしたいんだということを話す必要がございますので、その辺はルールに従ってきっちりとさせていただく。実際のところは手を上げている事業者さんもございますので、手を挙げていらっしゃるところから選定させていただくという形をとっております。

委員：選定ということは複数あるということですか。

こども課：そうですね。

委員：先に話の上がった法人さんは含まれているのでしょうか。

こども課：先に上がった法人さんというのはどこの。

委員：先ほどの委員がおっしゃったように冒頭からという法人さんも含まれているということですか。この話で主題になっている法人さん、あえて名前を言っていないのであれば真心福祉会さんは手を挙げているのでしょうかという話です。

こども課：実は今選定中ですので、その辺の情報を言えない段階にあります。

委員：私が心配しているのはですね、例えば万が一その法人さんが指定管理者制度のそこに入ったときに、ひとつの法人がいくつもの村上市の保育園を担うわけですよ。そうすると、いろんなところで発言力も増すでしょうし、村上市さんがそこにいろいろと注文をつけることがなかなか言いつらいところが、段々増えてくればくるほど力関係が、力関係とっていいのかわから

ないんですけども、そういったところがバランスが崩れてくるんじゃないかと思っているわけです。先ほどの話もぶり返ししちゃうのですが、先ほど、こども課の方からは今までは民設民営はなかったと、その法人がたまたま出てきたから民設民営にしたかったと、要は後出しじゃないですか。つまりその法人がなかったら公設民営でもやれていたかもしれないのをあえて来たから民設民営もやっていきたいと。つまりそこに追随する、まるであちらさんの言ってきたことに市が段々追随して行ってるような気もするんですね。もう一点が、確か私第1次も審議会に参加させていただいてたんですけども、あの時確か場所は村上総合病院の跡地だというお話もあがってたと思うんですよ。私はそのつもりをしてたわけで、そこだったら駅も近いし、例えば村上市はちょっと遠くても電車で来てそこから通うことも出来ると思ってたりもしたんですけど、今回来てみたら塩町の土地だったというところで、それだって、もしかしたらその法人さんが言ってきたからそこに追認したのか、まるで何かあちらの法人さんが言ってきたことに市が後ろから追認しているような気がしているわけですね。今回でさえそうなのに、例えばこういうところにまたひとつの法人が独占とは言いませんけれども、あまりに多くやってしまうとそういったところの面でまたいろいろ管理の面で問題が出てくるんじゃないかなと思って今ちょっとお聞きした次第です。

こども課：今選定中の状況ですので詳しい話を申し上げられなくて申し訳ないんですが、お話しできる段階になったらそういったことはさせていただきます。また今のご懸念ですけれども、管理する施設が多くなると市の発言権が弱くなるかっていうのは私としてはまったくそういうイメージは持っておりません。逆に同じ事業者さんがいくつか入ることによってメリットも出てくるのではないかと、効率化ということで。そういったこともあるのかなというふうに思っております。村上総合病院のところの保育園の話ですが、確かに当時何年か前に、村上総合病院どこに移るんだという話も含めて喧々諤々ありました。その話の中で駅周辺の整備計画みたいなものをどうしていくんだと、その中のひとつの考え方に現総合病院の跡地を保育園とかやったらどうだという話も出たのは私も記憶しておりますが、実際の計画の中で実現には至らなかったところでございます。この間何年も経っておりますのでその話はほぼないのかなといったところでございます。

委員：じゃあ場所が移ったというのは別の要因で、向こうの法人がその土地を探してきたからそっちに移ったわけではなくて、もともと村上総合病院だった話がそもそもその理由で移ったわけではなく、それとは関係ないというわけですか。

こども課：村上総合病院の跡地と今の場所が直接何の影響も関係もない、今の場所も市がそこを提供するというか推薦するから誰か事業者さんいませんかというふうにしたわけじゃなくて、ある程度事業をやる上において、場所とか面積とか必ずしもいい条件ばかりではないにしてもそういったことを考えてここしかないのではないかとという検討されてきたのが事業者さんなわけで

すね。私どものほうではどうしてもそこを使ってくださいということでも、当然民有地です  
のでそういった話も出来ませんし、あくまで民間の事業者さんが考えた上での結論の場所とい  
うわけでございます。

委員：私何も市が提供してあの場所というふうには一言も言ってなくて、私が聞きたいのはもとも  
と本当は村上総合病院の跡地というのが第1次するときに出ていたのですとこだわっていたん  
ですが、その計画で行ってたのを民間の業者がそこだと言ったからそのためにわざわざ計画を  
曲げてこっちを認めたんじゃないのかと、そういうことがあるとしたら、それを初めとしたい  
ろいろなことでその法人さんのひとつの所が村上市の保育の指定管理をだんだんと比率が大  
きくなればですね、まず競争が生まれれないのも事実ですし、さっきの土地の話で私が言った  
とおりだとしたら、そういったのを法人さんが言ったのを村上市がただただ追随するだけの形に  
なるんじゃないかなとの懸念なわけです。

こども課：実際に今のところと駅前との因果関係はまったくございません。

委員：ありがとうございます。じゃあそれはおいておきます。指定管理者制度の部分に関してひ  
とつの法人が全部落としていくと競争が生まれなくなる部分も、サービスが充実するシェアが  
大きくなると、いろいろなところでサービスが充実してくるかもしれませんが、反面競争が生  
まれなくなってきたらそういったサービスの面でリスクがあるということもあるのでそこも考  
えなければならぬのかなと思って質問をさせていただきました。

委員：私1回目じゃなくて2回目の資料を分かりやすくよかったと思うのですが、統廃合計画のと  
ころでまだ統廃合が未実施のところ3園ということで先ほどのところにちょっと戻るのです  
が、こども課のほうから保護者や地域の方にしっかり説明するという話でしたので、そこを本  
当にお願いしたいなと思っています。なぜかという、この資料2のところ、平成29年4  
月に朝日の保育園が統廃合になっています。実を言うと恐らく本当はここに上海府保育園と瀬  
波保育園も4月からの予定になっていたはずなんですね。1次からの方がいらっしゃるの  
で29年の4月に本当は瀬波保育園のほうに統合されるはずだったんですね。28年の11月の初  
めに地区毎に説明会があったんです。私が住んでいる集落が一番早かったんですが、そのとき  
はやはり29年の4月に統廃合するってということでタイムスケジュールが提示されて説明が  
あったんです。ところが二つ目くらいの集落の後でそこに出席した人がびっくりして言いに来  
てくれたことが、何かいつの間にか上海府保育園が休園措置になってという話が出てきたと。  
もうこっちが説明を受けてどうのこうのいう問題ではなかったもので、そのまますんなり子ども  
たちも29年の4月からすんなり行ってはいたんですが、29年でない、もう1年延びるんだ  
ったんですね、30年の4月ですかね、で28年の11月から説明会があったんですが、その  
時点で保育園の保護者の方々は、もう既に次の年の申し込みをしてたんです後で事情を聞いた  
ら。結局急遽休園という形で29年の4月から瀬波保育園に通わなければいけない、通うとい

う段取りになって、ところがその時点で前年度と同じ、28年度にいた同じ保護者が申し込みをしていたんですが、結局そういうふうになって休園という形で上海府保育園が閉じられてしまって、閉園のお祝いもせず、私が卒園式と終了式という形のところに招かれていったんですが、何か本当に地域の人たちに説明を行うなど保護者の方も結局その後いろいろ大変だったみたいなんです。急遽結局上海府保育園に希望を出していたにも拘らず瀬波保育園に行くというような形、保護者の方にとってはバスで通園していたのでそんなに負担はなかったと思うのですが、非常にこう、最初の説明と全然違っていたので地域の方たちは非常に不信感を持ったと、でももう既に何も言えなくて、まあ子どもたちが喜んで行っているのであれば大丈夫だなということでもそのままだったのですが、3園が閉園する統廃合するというときに当たって、やっぱり地域の方とか保護者の方にしっかりと説明をしていただきたいと思います。

こども課：しっかりそれを含めて対応させていただければと思いますので、そのこともありまして本日いろいろと共有させていただいております。

会長：委員の皆様、他に何かございませんでしょうか。もしも差し支えなければこの整備計画の総括ということで、文面のところの最後のところに山北にじいろ保育園と山北おおぞら保育園の統合を行って新たに山北そらいろ保育園を設置し、今後の保育環境の改善に努めた間ということですが、この総括の受け止め方でいかがでございますか。

委員：私の子どもが通っていたのは山北おおぞら保育園の方で園児数の多いほうだったので、その当時混合保育というのはなかったと思うのですが、最初山北にじいろ保育園に通うことになったときは、私も最初は家からちょっと遠くなってしまったので不便があるにはあるのですが、慣れてしまえばそんなに今は気にはならないですし、子どもも友達の数が増えて最初の2、3か月は誰と遊んだのと話すと同じ保育園だったことしか遊ばなかったようなのですが、何か月かすると友達の名前が増えてきて、今は特に前あっちだったこっちだった関係なく楽しそうにしているのでそれも良いのかなと。来年小学校に入るにあたって、同じメンバーでみんな山北中学校までずっと一緒なので、今楽しそうに過ごしているのも良いのかなと思っています。

会長：委員からも丁寧な説明の要望がありましたので、是非そういった点も含めてこの総括については、委員のほうからはよかったという声をいただきました。是非事務局としても配慮をしてこの総括でOKですけれどもお願いいたします。

こども課：分かりました。この総括につきましては、計画は来年までありますので現状の総括ということでもあります。また3次の計画に向けては当然2次の総括というものを踏まえた上での考え方になってこようかと思っておりますので、そういったことで本日までの総括をさせていただきましたので、今後よろしくお願いたします。

会長：ありがとうございました。では、議事の3番目「村上市の保育の課題について」を議題とい

たします。事務局からご説明をお願いいたします。

(3)「村上市の保育の課題について」、事務局から説明

会長：ありがとうございました。今日は前半の議論で少し時間がかかっていましたが、ただいまの事務局の説明について皆さんのほうからご意見ご質問等お願いいたします。

委員：いくつか質問させてください。保育園の入園児童数の状況で、ほとんどの保育園で定員割れしていると、3歳未満児の入園数が増えているということで、この市の課題や、この市だけではないと思うんですけども、課題は割りと明確なのかなと思います。一番後ろの4ページのところでですね、公立保育園の職員の掘り起こしを一生懸命やっていると書かれているんですけども、やっぱり明確な課題があるわけですね。3歳未満児の入園が難しいという課題があって、それに対して職員の数が足りないというところで、村上市として具体的な努力だったり工夫だったりがあるのかなということでまずお聞きしたいのが1点あります。それからもう1点お聞きしたいのが、病児保育です。病児保育について、荒川地区の病児保育センターについては関川からの利用者を受け入れてということなんですけども、距離的に見て村上病児保育センターが出来たとしても、山北地区からの距離は非常に遠いと思うのですよね。山北地区を何とかカバーするための検討というのを是非急いでやっていただきたいなというところと、そういった話し合いだったり検討だったりを持たれているのかということをお聞きしたいです。もういくつかあるんですけども、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。

こども課：今委員のほうからご質問のありました、3歳未満児のニーズが確かに増加している、それに対しての受け皿的なところで、保育士不足によって入園を希望通りできていない状況というのが確かにございます。こちらとしましても、常に有資格者の確保について、資料に載せておりますがホームページ、市報等での確保というのは常々行っております。なかなかそれに対して保育士資格を持っている方の手が上がってくる状況が少ない状況でございます。そういう状況も受けて、それだけでなく派遣保育士という手立てもありますので、そういうところで令和元年度からまた新たな確保方策として派遣保育士を導入するというところで、何とか3歳未満児の保育ニーズに応えられるということで市としても取り組んでいるところであります。

委員：その件についてもうひとつなんですけども、具体的な努力というところでホームページに載せたりというところもちろん大事だと思うんですけども、結局は日本全国そうだと思うのですけども、働き方、保育士さんの労働条件というところに適正な対価が払われているかということだったり、それから村上市の保育士になったらこういういいところがあるよというところがなければ、魅力的ではないと思いますやっぱり仕事として。資格を持っている人っていうのはきっと潜在的にたくさんいるし私も知っています。知っているけれども手が上がってこない

というのは、やはりそこら辺がネックになっているのかなと思うんですけども、是非その点についていうんですかね、こんな働き方が出来るよっていう柔軟な働き方ですね、ワークライフバランス的なことが村上市の保育士になったらこんなメリットがあるんだよっていうことを作っていただけると、もう少し手が上がってくるのかなと思います。

こども課：今ほどご指摘のあった点については、今後検討のひとつとして参考にしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

こども課：2番目の病児の話についてですが、今年で荒川と村上ができ、それから朝日の杏園さんの方での病院内で病児保育を昨年度から開始しております。残りの山北地区のところですが、正直水面下ではいろいろ病院とかに働きかけていろいろ相談はさせていただいていたんですが、具体的なことまでは進んでおりません。今後形態といいますか、病児、病後児保育だけではなく他の形態も含めて山北地区については検討していかなければならないかなと考えておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

委員：学童保育所についてお聞きしたいと思います。学童保育所なんですけれども、民間活力の活用をしていきたいということを書いていらっしゃるんですけども、運営団体としてですね、山辺里地区では「放課後よれっしゃ」という民間団体が学童保育をするっていうことをやっています。恐らくまちづくり協議会が一緒にやっていると思うんですけども、そういったコミュニティスクールとかの取り組みもあると思うんですけども、民間団体に委託するというよりも地域の力を借りて学童保育を運営するというような、そういった地域の人材を活かすというようなことを検討されてはいかがかなと思います。それはちょっと意見になるんですけども、その点が1点です。それから子育て支援センターなんですけれども、小学生の兄弟と使うことが出来ないということで、唯一使えるのが神林の子育て支援センターが唯一使えるんじゃないかなと思うんですけども、こちらの点について、屋内遊び場の利用と課題がリンクしてくるところがあると思うんです。結局、子どもたちが遊びに行く場がなかなかないと。特に雨天時、寒くなってくると遊ぶところがないんだけど、そういったときに小学生の子どもも連れて支援センターに遊びに行ったり、あとは屋内遊び場の件ですけども、これ2年前にアンケート調査してその後話が具体的に進んで今のところないというような状況なんですけども、廃校利用ということを考えるのであれば、廃校の体育館をただ開放してくださるだけでもまったく問題ないと思うんです。何かその中に遊具をつけなければいけないとかそういったことをしなくても、例えば段ボール箱だったり新聞紙を置いておけば、子どもたちはそこで自分たちで遊びを作っていくので、それだけでも非常に助かると思うんですけども、今ある地域の財産ですね、廃校も財産だと思うんですけども、そういったものを使って支援センターだったり屋内遊び場を具体的に使っていこうというようなそういう意見というのは課の中で出ていたりはないんですか。市の話し合いの中で。

こども課：そういった話も当然課内でしております。廃校利用については具体的に神納東小学校なども廃校となっておりますので校舎、それから体育館含めてどういう利用形態が良いのか、その中で子育て支援センターとか、屋内の遊具、全天候型の遊び場とかですね、そういう検討をしております。課としてはそういう検討をして、そこに財源の裏づけがなければ物事進みませんので財政担当ともそういった協議はしていますが、まだ具体的に何年に何をというような具体的な話は出来る状況ではない、ただ偶然なんですけど今日の午前中もですね2時間くらい廃校の利活用検討委員会というのをやっております、その中で8箇所の廃校についてどうしていこうこうしていこうというような話をしたりしております。これはこども課だけでなく関係する課がいくつも集まった会議でございますけれども、全体的にもそういうふうな計画、話を進めているのは今もまだ継続しております。

こども課：最初のほうなんですけど、学童との話だったんですけども、新放課後こども総合プランというのがございまして、学童と放課後子ども教室というのがあるんですけど、それとの連携について考えていきなさいよというのがありますね。今後具体的な話はないんですけど、その辺を放課後子ども教室との連携を検討していきたいなというふうに考えておりましたので、またそのときにご意見をいただきたいと思います。

委員：非常に立派な資料を作っていただきましてありがとうございます。前回あれってと思うようなところもありましたけれども、今回了解いたしました。

ただひとつ、業者認定の件で少し引っかけるところもありますが、それはちょっと難しい話かなと思いました。それと前回、あらかわ保育園の良さをお話しさせていただいたとき、個人的な感情が強かったかなと思いましたが、別の委員からもあらかわ保育園が評判いいですよと言っただき、私の発言に対してフォローしていただきありがたかったです。

委員：私今年になってですね、学童保育に勤めている方と何人かちょっとお話させていただきました。村上の方もいらっしゃれば荒川の保内の学童の方もいらっしゃって、皆さん要は臨時の方であると思うんですけども、やっぱり開口一番、預かるのは大変だと、非常に子どもの数が増えていて大変ではないかと。やっぱり一貫した計画がまだまだ不十分であるということとか、職員がとにかく少ないと。子どもの人数は増えてきたし、今では4年生、5年生、6年生も預かる場所も増えてきていると。ただそれに対応した職員数が絶対数が不足しているし、どのように指導していったらいいかがまだ良くわからない部分もあるという意見も聞きます。それと同時に学校との連携についてまだまだ密になっていなくて、どのようなお子さんがいて、どんなところに注意すれば良いのかがまだ分からないでいるところがあって困っているというところが随分ありました。こども課の中でも様々な子どもさんの支援、整備計画が十分になってくると思うのですが、この先やっぱり親御さんのことを考えますと学童保育の職員の確保、内容の充実というのがかなり求められてくると思いますし、それに伴ってその施設

設備、小川小学校で今やっている三面開発事務所なんかはかなり古くなっていますし、安全安心それから子どもがそこで思いっきり活動できるかどうか、そのような問題もまだ含まれていると思いますので、そのあたりの整備の計画をきちっと立てて、立てているとは思いますが進めていきたいなというのが最近の考えです。お願いいたします。

こども課：大変貴重なご意見ということで、また現場の方のお話ですので、本当に切実なお声ということで拝聴させていただきました。計画の中ではそういった面も含めてですね、第3次計画に活かしていければいいなと考えております。あとこの課題につきましてはですね、今日一日でどうのこうのという話ではなく、やはりいろいろ計画、方向性を考えていく中で、こういったことを念頭に置きながら進めていく必要がございますので、また適宜そういった観点でみていければいいなと思いますので、今日だけということではなくて今後も引き続きよろしく願いいたします。

会長：委員の皆様、他によろしいでしょうか。そうしましたら私から1点、先ほど委員からも厳しいご指摘、今の委員からも学童保育のほうでご指摘がありましたけれども、保育士の有資格者の確保というのは本当に全国的な大きな問題です。これは新潟市の保育園でも苦勞をしております。そして私の知人の保育園長も派遣の保育士等もお願いしているが、結局大変に高価でお金がかかったと。だからやはりよほどの踏み込んだことをやらなければこの問題は解決できないと思います。ですから委員の言われたように本当に、月並みなことではない本市としてはこれをやるんだということを打ち出す必要があるのではないかなと思うんですね。そしてもうひとつ、今回民設民営ということで、新しい保育の場が出来ていくことに道が開かれていくわけなんですけれども、民設民営になった場合には、その保育士確保については市の仕事から外れてしまいます。つまり民間に任されてしまいます。そうなったときに再度民間の園の中で質の高い保育士が確保できるかということになると、これは十分担保されていないということなんです。その点もそういう恐れがありますので、是非この保育士有資格者確保については、踏み込んだ努力をしてくださるよう要望します。そして安易に派遣に手を出さないほうがいいのではと、ちょっと言い過ぎかもしれないが私も過激な発言になってしまうかも知んですが、税金でもって派遣の保育士を確保するというのは、やはり費用対効果というのでしょうかね、保育の質はうまく図れませんけれども、安易に含めない、慎重にあるべきではないかとは感じています。私もその点ちょっと申し上げたいなと思いました。

こども課：保育士の確保につきましては確かに言われるとおりでございますし、条件を上げていってという手もそれはもちろんございますけれども、まずは絶対数がどうなのかということもそうございますし、条件、村上市に限らず隣の胎内市、新潟市も新発田市も含めていろんな市町村があるわけですが、当然同じ条件ではないかと思えます。その中で埋もれている方がもし手を挙げないというのであれば、村上市だけではなくて全部の市町村に不備があるのかなと、

距離なども含めてですね地理的な要件も含めて。そんな中で村上市がどういう条件を提示できるのかというのも方法で、その辺はまた考えさせていただければと思いますし、派遣保育士の件ですけれども、確かに経費がかかります。なので安易に使うというようなことも私どもは考えていないんですが、やむにやまれず今二人だけ使っているということでもあります。本当に好んで使おうかというようなものではないということも重々承知しております。

会 長：では皆様いろいろまだまだ課題はございますけれども、その課題を課題として村上市として保育の課題、この資料3の内容、これで一応ご承認いただけますでしょうか。（異議なし）では、事務局の方には是非皆様からいただいたご意見をまた可能な限り反映して、説明に役立てていただければと思います。以上で議事を終了させていただきます。

## 5 その他

会 長：日程5に移らせていただきます。事務局から「その他」について用意がありましたらご説明をお願いします。

こども課：事務局のほうからは特に用意した案件はございませんが、皆さんのほうから何かありましたらよろしくお願いいいたします。

会 長：出来れば委員の皆様には今後のスケジュールについてもう1回確認していただければ。

こども課：今後のスケジュールということで審議会の予定。次回審議会第3回は令和3年1月を予定しております。事前にご案内したいと思いますのでお願いいいたします。令和3年度につきましては、まだ予算は確定していないので確定ではありませんが年3回を予定しております。前回お示した内容で5月と7月、10月というふうな形で計画しておりますので、また来年度当初にスケジュールについてはお知らせしたいと思いますのでお願いいいたします。

会 長：次回少し日にちが空くわけですね。承知いたしました。では、これ以上の進行は事務局にお返しいたします。

## 6 次回の会議日程について

こども課：長時間どうもありがとうございました。日程第6の次回審議会日程ですが、今お話ししましたように1月頃に第3回目の会議にしたいと考えております。またこちらのほうからご案内等を送らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

## 7 閉会のあいさつ

午後4時30分 終了